令和６年度東温市基幹相談支援センター活動報告

令和６年７月末現在

基幹相談支援センターでは、障がい者の地域における相談支援の総合的な窓口で総合的かつ専門的な相談の実施や、地域の相談支援体制を強化する取り組みを行います。

１．相談者実人数

	身体	重心	知的	精神	発達	高次脳	難病	その他	不明	合計
18 歳未満	7 人	4 人	12 人	1 人	23 人	1 人	0 人	5 人	32 人	85 人
18～64 歳	19 人	23 人	46 人	51 人	5 人	2 人	2 人	0 人	25 人	173 人
65 歳以上	7 人	2 人	1 人	4 人	0 人	0 人	0 人	0 人	3 人	17 人
合計	33 人	29 人	59 人	56 人	28 人	3 人	2 人	5 人	60 人	275 人

２．延べ支援件数

福祉サービスの利用支援等	686 件	日常生活	18 件
障害や病状の理解	79 件	就労	5 件
健康・医療	69 件	社会参加・余暇活動	2 件
不安の解消・情緒安定	149 件	権利擁護	0 件
保育・教育等	108 件	住宅入居等	9 件
家族関係・人間関係	26 件	権利擁護（虐待）	5 件
家計や経済	26 件	権利擁護（成年後見）	0 件
金銭管理	11 件	その他	23 件
合　　計			1,216 件

３．地域自立支援協議会（部会、連絡会）

部会名	打ち合わせ	部会、小部会、交流会、茶話
子ども部会	２回	３回
成人部会	１回	０回
相談支援部会	０回	２回

４．研修会の開催

実施日	名称	対象者	参加人数
4 月 23 日	障害福祉サービス等報酬改定の勉強会	相談支援専門員･市職員	14 人
5 月 14 日	不登校・ひきこもりの支援～問題の理解とＣＲＡＦＴの紹介～	市内在住の小・中・高校生の保護者・関係者	51 人
7 月 5 日	ペアレントトレーニング講座	障害･発達に困りごとのある児童の保護者・支援者	29 人

7 月 9 日	感染症及びまん延防止のための研修	障害者支援機関・サービス事業所職員	35 人
7 月 11 日	相談支援専門員 インターバル実習対応	市内相談支援専門員	1 人
7 月 25 日	「きょうだい児」のイベント	病気・障がいのある児童の兄弟姉妹・保護者・支援者	きょうだい児：5 人 保護者・支援者：11 人

5．教育、医療、保健、福祉との連携（依頼された支援会議等に出席）

依頼先	主催	回数
特別支援学校	特別支援学校	1 回
市内小学校	市内小学校	7 回
市内中学校	市内中学校	0 回
市内保育所、幼稚園	市内保育所、幼稚園	6 回
教育委員会	教育委員会	0 回
市保育幼稚園課	市保育幼稚園課	1 回
医療機関	各医療機関	2 回
保健所、市健康推進課	保健所	0 回
市社会福祉課	市社会福祉課	0 回
福祉施設	通所施設、放デイ、基幹	0 回
保護観察所	保護観察所	1 回

6．事業所等、関係機関との関係、連携について

・上記５のとおり、求めに応じケース会議への参加を行うほか、計画相談支援において、個別のケースの担当者会議等を通じ関連事業所・機関との連携をその都度行っている。

・障がい福祉サービスに関係する職員が参集し、情報交換や事例検討、勉強会を行い、支援困難事例への対応や社会資源の活用を考える。また、活動を通じてお互いの資質の向上を図るとともに連携を深め、障がい福祉の推進に努めることを目的に、福祉サービス関係団体連絡会を今年度は計４回開催予定のうち１回実施。

・『自殺対策は自殺の危機に陥った人の支援だけではなく、広く生きることの支援』といった共通の視点を持ち、東温市自殺対策計画の推進に係る連絡会に参加し、情報交換を行った。

・発達障がい相談支援体制を整えるべく、発達支援センター等連絡会に参加し、県の発達障がい者支援施策や他市町の動向の確認のほか、グループワークを通じて各市町の担当者との情報交換を行った。

7．権利擁護・虐待防止業務

・サービス事業所より、父親が利用者を蹴ったり叩いたりしたとの通報があり、対応を行った。

８．その他

・総合保健福祉センター火災訓練に参加した。

９．課題

（１）資源（サービス）の不足について

本市内はもとより周辺地域においても相談支援専門員の数が不足しており、担い手を探すことが難しくなっている。「相談支援専門員の担当をつけてもらいたい。」という希望で、市の窓口や学校、サービス事業所等から紹介され基幹相談支援センターに足を運ばれる方がいらっしゃるが、担い手を見つけることが困難になっている。

地域の医療施設や障害福祉関連の法人等へ相談支援事業所設置の打診などの対策をとっていただくことはできないか検討いただきたい。

相談支援以外のサービスにおいても、本市地域内には資源（サービス）が不足している。具体的には次の通りである。

①施設入所やショートステイを希望しても空きがない。ショートステイについては、空きがあっても施設側の事情により希望するタイミングで利用ができないケースが多い。

②居宅介護については、事業所の人手不足から、希望どおりの日時の選択が困難である。また、松山市の事業所の中には、川内地区は、サービス提供エリア外と断られることも少なくない。

③放課後等デイサービスを利用する児童が増えてきているが、事業所の数、受け入れ人数に限りがあり、希望の日数を利用できず、複数の事業所を併用せざるを得ないケースがある。

（２）医療的ケア児に対する支援について

医療的ケアを要する児童において、保育園や学校での受け入れの難しさの問題がある。実際に、東温市においても、保育園の入園申込みの時点で断られ、手続きもできなかったというケースも存在する。令和３年に施行された『医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律』には、地方自治体の責務として、医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援や支援を行う人材の確保、保育所の設置者、学校の設置者等の責務として明記されている。医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に向けて、まずは、早急に東温市特別支援連携協議会の開催をお願いしたい。